

要 望 書

全国市議会議長会は、平成31年度建設運輸施策について
別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におか
れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年8月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委 員 長 三 鬼 孝 之
(尾鷲市議会議長)

目 次

1	地方創生及び地方分権改革の推進……………	1
2	防災・減災対策の充実強化……………	4
3	自然災害対策の推進……………	7
4	各種交通基盤整備の推進……………	12
5	都市基盤整備の推進……………	20
6	下水道整備の推進……………	23
7	観光立国の推進……………	24

1 地方創生及び地方分権改革の推進

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年となる平成31年度を翌年に控え、次期総合戦略も視野に入中、地方創生を実現するためには、地方創生に係る事業の円滑な実施のための必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差を是正することが重要である。

また、国と地方が相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

- (2) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。
- (3) 地方創生推進交付金については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、地域の実情を踏まえた、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (4) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金、その他地方創生関連補助金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があることから、地方の意見等を十分踏まえ、要件の緩和など弾力的な運用と積極的な採用を図り、施設整備事業等の需要に適切に配慮すること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題につい

ては、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方分権改革の進展により、地方議会の役割は一層重要性を増していることから、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

2 防災・減災対策の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災などの大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害、豪雪、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生が懸念されている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

地方自治体が計画的にインフラの防災・減災対策、老朽化対策等の事業を執行できるよう、防災・安全交付金の所要額の確保など十分な支援措置を講じること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

5 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

3 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から地震、津波、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、近年においても東日本大震災をはじめとした大地震や各地での風水害などが相次いで発生し、甚大な被害をもたらしている。

国及び地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命・身体・財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波対策の推進について

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画等に基づく大規模地震に対する防災・減災対策の取組を地域の実情に応じて着実に推進すること。
- (2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に規定されている集団移転促進事業の採択要件の緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。

また、事前復興対策としての高台移転用地開発と、医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する助成制度を創設すること。

- (3) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備に対する補助制度の創設など防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。

- (4) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備のほか、ハザードマップ作成など各事業への支援制度の充実強化を図ること。
- (5) 災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難施設等の建替及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより地方自治体が防災・減災対策に取り組むための財源を十分に確保すること。
- (6) 住宅・建築物安全ストック形成事業について、木造住宅をはじめとする耐震改修に要する経費の地方負担に対する交付税率の引上げ措置を平成33年度以降も継続すること。

また、平成27年度で廃止された住宅耐震改修等に係る上乗せ措置制度を復活させるとともに、所要財源を確保すること。

- (7) 近年の地震被害を踏まえ、現行の耐震基準の早期見直しを行い、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても補助対象とすること。
- (8) 道路、橋梁、下水道等のインフラ資産の耐震化を図るため、財政措置を充実強化し、防災・減災対策を促進すること。
- (9) 地震により液状化被害を受けた下水道、堤防、道路、港湾などの社会基盤施設と宅地等の復旧に対する支援の充実強化を図ること。

また、今後の地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

2 治山・治水対策の推進について

- (1) 気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化を踏まえた治水対策の充実強化を図ること。
- (2) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。

また、深層崩壊の発生素因となる地質研究等も含め、詳細な調査を行い、その対策を講じること。

- (3) 近年の河川災害の特徴及び利水・流域環境整備の視点を踏まえ、河川整備基本方針及び河川整備計画の変更を行うとともに、計画に沿った河川整備をより一層推進すること。また、整備計画未策定の河川については、早期に計画を策定すること。
- (4) 準用河川改修事業をより一層促進するため、防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (5) 土砂撤去や雑木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (6) 地方自治体が実施する浸水被害対策及び局所的な豪雪の増加に備えた雪害対策について十分な財政措置を講じること。
- (7) 集中豪雨により都市部を中心に発生する河川氾濫や急激な増水による建物、地下街への浸水などの被害を防止・軽減するため、内水排除のための河川工事、都市下水路の整備のほか、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。

3 災害時の情報伝達等の充実強化について

- (1) 台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化のほか、防災施設に係る安全基準の見直し等により災害防止を図ること。
- (2) 地震観測研究の充実や津波観測システム、火山観測施設の整備等による総合的な地震・津波・火山噴火に対する観測・監視体制を強化すること。
- (3) 災害発生時に迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。
- (4) 適切に避難勧告を行うため、適時的確な情報提供を行うとともに、危険地域住民に対する防災教育に努めること。
- (5) 避難を促す防災行政無線やサイレンが聞こえにくい海域海岸利用者のため、旗など視覚的な伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

4 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、更なる支援の充実強化を図ること。
また、排土や風倒木の除去など小規模な災害復旧事業へも財政措置を講じること。
- (2) 再度災害防止のため、施設機能の強化等を図る改良復旧事業の採択基準を緩和すること。

- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して国庫補助の嵩上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和すること。
- (4) 被災後における住民生活を確保するため、流出土砂の処理対策等の促進や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等のライフライン施設の早急な全面復旧を行うこと。
- (5) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の運用に当たっては、法の適用による不備や被災者間の不均衡が生じないように、対象となる住宅被害状況に一部損壊を加えるなど、支援対象要件の緩和及び支援金支給額の引上げを図ること。
- (6) 地震などで住宅が被災した場合の支援策である、住宅応急修理制度を拡充強化するとともに、自然災害に対する保険や共済制度など被災住宅の再建を支援する制度を国において創設すること。
- (7) 災害援護資金については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など制度の柔軟化を図ること。
- (8) 豪雪地域における雪処理の担い手を確保・育成するため、効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するなど、各種雪害対策の一層の充実強化を図ること。

4 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下であり、また、全国各地で高齢者や子どもなど交通弱者の生活を支える地方鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、各種交通基盤のより一層の整備促進や支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、

候補路線については、所要の調査・検討を行い、計画路線に格上げすること。

- (4) 高速道路をはじめとする高規格幹線道路等のミッシングリンク（未開通区間）解消及び暫定２車線区間の４車線化の速やかな実現を図ること。
- (5) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。
また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。
- (6) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (7) 大規模災害時における広域的ネットワーク形成のため、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (8) 人流・物流の拠点である空港・港湾等と高規格幹線道路を結び、かつ、ラグビーワールドカップ２０１９™日本大会など国際イベントの開催に向けた安全で円滑な輸送、来訪を可能とするアクセス道路の整備促進を図ること。
- (9) 一般国道及び地方道の慢性的な交通渋滞の解消等を図るため、４車線化やバイパス、環状道路などの道路交通環境整備を促進するとともに必要な財源を確保すること。

また、住民生活や地域経済の障害である自動車交通不能区間の早急な整備を図ること。

- (10) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (11) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪害対策の一層の充実強化を図ること。

2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

また、基本計画路線については、所要の調査・検討を行い、整備計画に格上げすること。

- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。

また、既着工区間の工事費の増額分については沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。

- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に支障が生じないよう、着実に整備を進めること。

また、整備効果拡大のため、運行本数の確保、二次交通への運行支援など旅客利便性の向上のほか、新幹線駅舎・駅周辺整備などに対する支援を行うこと。

(4) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業を実現するとともに、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

(5) 新幹線開業時にＪＲから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を早急に講じること。

また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、ＪＲ路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。

3 地方鉄道等に対する支援について

(1) 今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保するとともに、新たな補助制度を創設すること。

(2) 地方鉄道等に支援している地方自治体に対する財政措置の充実強化を図ること。

(3) 地方鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。

(4) 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、第三種鉄道事業者である地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。

- (5) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう法的整備を行うこと。
- (6) 沿線市町村が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう制度を拡充すること。

4 JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援について

- (1) JR北海道が脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、国の支援のあり方について抜本的な見直しを行うこと。
- (2) JR北海道は、JR他社と比較して貨物輸送の割合が高い輸送体系となっている現状を踏まえ、JR貨物の負担軽減のために旅客会社が線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、北海道路線固有コストの負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- (3) JR北海道が拙速な運行路線の見直しを行わないよう、無利子資金の返済猶予など資金繰りの改善に向けた対策を講じるとともに、今後、取り組もうとしている新千歳空港における発着枠の拡大に対する増便など増収策につながる対策への資金面での支援を行うこと。
- (4) JR北海道の早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設の保全・更新や耐震化の推進の

ための費用については、経営再生が図られるまでの間、特別な支援策を講じること。

5 地域公共交通に対する支援について

- (1) 地域公共交通の現行路線の維持・存続、事業の継続実施、運行の安全性確保、公共交通空白地域の解消などに対する支援制度の充実強化を図ること。
- (2) 地域公共交通の維持・確保に取り組む市町村に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域公共交通活性化再生法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する地域公共交通網形成計画に対する支援制度を拡充すること。

- (4) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及促進を図ること。
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送については、運賃・料金の変更命令の処理要領の適用外とし、弾力的に運賃等の額を設定できるようにするなど、特別の配慮を行うこと。
- (6) 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

6 地方航空路線の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

7 港湾の整備促進について

- (1) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備をはじめ、港湾の基盤整備を推進すること。
- (2) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など災害対応力を強化すること。
- (3) 既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (4) グローバル化に一層対応した国際競争力の向上を図るため、岸壁や旅客ターミナル等整備によるクルーズ客船の受入態勢の拡充など港湾関係施策を充実強化すること。
- (5) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (6) 地方港湾などの航路、防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

8 離島航路・航空路に対する支援について

- (1) 離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持・確保を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- (2) 高速船ジェットフォイルの代替船建造について、国境離島新法の目的に沿った国の施策として積極的に推進し、離島航路の海上高速交通体系を現状どおり維持すること。

また、航路・航空路運賃低廉化については、新法の基本方針に基づき、運賃の更なる低廉化に資する施策を積極的に講じること。

5 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、中心市街地等においては、今後更に進行するとされる少子高齢化による都市機能の減退や経済活力の低下への対応が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) インフラ等社会資本の経年劣化対策については、維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) インフラ管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。

2 中心市街地活性化等の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。

- (3) 老朽化して倒壊する危険のある空き家の除去に対する更なる支援の拡充を図ること。
- (4) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車の活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、路外駐車場、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。

また、社会問題となっている放置自転車問題の解決に向けて、自転車等駐車場の整備を推進すること。

3 所有者不明土地対策について

- (1) 地方自治体が所有者不明土地を活用し、適正に事業執行を図ることができるよう長期的な措置を講じること。
- (2) 所有者不明土地の早期解消を図るため、個人情報保護に配慮しつつ、簡素な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を検討すること。

4 都市公園の整備推進について

- (1) 都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じること。

また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

- (2) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。

5 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備について

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を地域経済や地域社会の活性化へとつながる好機とするため、関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。

また、大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。

さらに、すべての世代が健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくり等への支援を推進すること。

6 下水道整備の推進

下水道は、汚水排除による生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などの役割を有する重要な都市基盤である。

一方で、未普及地域の解消や施設の老朽化対策など、重要な課題が山積している。

このような中、平成29年度に開催された国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援については「受益者負担の原則」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべきであり、汚水処理施設の改築は使用料で賄うべきとの考え方が示された。

仮に、下水道施設の改築への国庫補助が削減・廃止された場合、下水道使用料の引上げなど市民生活への多大な影響が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 持続的な下水道事業の推進について

下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。

2 未普及地域の早期解消について

普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

7 観光立国の推進

観光は、我が国の重要な成長戦略と位置付けられるとともに、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などが期待されている。

観光立国の実現には、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要であり、国が主導的な役割を果たし、官民一体となった取組が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 訪日外国人の増加に向けた施策について

- (1) 地方への誘客を図るため、訪日プロモーションを強力に推進するとともに、地域ブランドの確立に向けた取組に対する支援措置を強化すること。
- (2) 地域に与える経済波及効果の大きさ、ビジネス機会の創出など幅広い経済的意義を有する国際会議や展示会等の誘致を促進すること。
- (3) 震災被害を受けた地域及び風評被害を受けている地域の観光振興に資する各種支援策の充実強化を図ること。

2 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) 滞在型観光を促進するため、観光圏整備法に基づく各種取組の充実強化を図ること。
- (2) 外国人旅行者の受入環境の整備のため、観光地におけるW i - F i 環境の整備などI C Tインフラのより一層の整備を図るほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (3) 広域周遊観光の促進のため、旅行者向け統一交通パスの販売や滞在プログラムの造成、提供などに対する支援の充実強化を図ること。